

通算法人である中小企業者等の試験研究費の額に係る
税額控除可能分配額等の計算に関する明細書

通算法人である中小企業者等の試験研究費の額に係る 税額控除可能分配額等の計算に関する明細書				事 業 年 度	：	：	法人名	
他の通算法人の試験研究費の額の合計額 (別表十八(二)「12の計」)－(別表六(十)「1」)				1				円
各通算法人の試験研究費の額の合計額 (1)＋(別表六(十)「1」)				2				
控除対象試験研究費の額	他の通算法人の控除対象試験研究費の額の合計額 (別表十八(二)「13の計」)－(別表六(十)「4」)			3				
	各通算法人の控除対象試験研究費の額の合計額 (3)＋(別表六(十)「4」)			4				
	他の通算法人の比較試験研究費の額の合計額 (別表十八(二)「14の計」)－(別表六(十)「5」)			5				
	各通算法人の比較試験研究費の額の合計額 (5)＋(別表六(十)「5」)			6				
合 算 増 減 試 験 研 究 費 割 合 の 計 算				7				
合 算 増 減 試 験 研 究 費 割 合 $\frac{(7)}{(6)}$				8				
合 算 試 験 研 究 費 割 合 の 計 算	他の通算法人の平均売上金額の合計額 (別表十八(二)「15の計」)－(別表六(十)「8」)			9				円
	各通算法人の平均売上金額の合計額 (9)＋(別表六(十)「8」)			10				
	合 算 試 験 研 究 費 割 合 $\frac{(2)}{(10)}$			11				
	割 増 前 合 算 税 額 控 除 割 合 $\frac{12}{100} + ((8) - \frac{12}{100}) \times 0.375$ (0.12未満の場合又は(6)＝0の場合は0.12)			12				
合 算 税 額 控 除 割 合 の 計 算	(11)＞10％の場合の控除割増率 $((11) - \frac{10}{100}) \times 0.5$ (0.1を超える場合は0.1)			13				
	合 算 税 額 控 除 割 合 (12)＋(12)×(13) (小数点以下3位未満切捨て) (0.17を超える場合は0.17)			14				
	中 小 企 業 者 等 試 験 研 究 費 基 準 額 (4)×((14)又は0.12)			15				円
他の通算法人の調整前法人税額の合計額 (別表十八(二)「16の計」)－(別表六(十)「14」)				16				円
各通算法人の調整前法人税額の合計額 (16)＋(別表六(十)「14」)				17				
法人税額基準額の計算	(8)＞12％の場合			18				0.35
	(11)＞10％の場合の特例加算割合 $((11) - \frac{10}{100}) \times 2$ (小数点以下3位未満切捨て) (0.1を超える場合は0.1)			19				
	法 人 税 額 基 準 額 $((17) + (別表六(十三)「9」)) \times ((18)、(0.25 + (19)))$ 又は0.25			20				円
	税 額 控 除 可 能 額 (15)と(20)のうち少ない金額)			21				
控 除 分 配 割 合 (別表六(十)「14」)÷(17)				22				―――
税 額 控 除 可 能 分 配 額 (21)×(22)				23				円
この申告が修正申告である場合	当 初 申 告 税 額 控 除 可 能 額 (当初申告の(21))			24				
	当 初 申 告 税 額 控 除 可 能 分 配 額 (当初申告の(23))			25				
	(21)≥(24)の場合 (25)			26				
	(21)^(24)の場合	税 額 控 除 超 過 額 (24)－(21)		27				
		(25)＞0の場合の税額控除可能分配額 (25)－(27) (マイナスの場合は0)		28				
		(27)＞(25)の場合の税額控除超過取戻税額 (27)－(25)		29				
		非特定欠損金額が当初申告非特定欠損金額を超える部分の金額		30				
	(30)の法人税額相当額		31					
	(31)の当期税額基準額 (31)×((18)、(0.25＋(19)))又は0.25		32					
	調整後税額控除可能額 ((15)と((20)－(32))のうち少ない金額)		33					
(24)＞(33)の場合の非特定欠損金調整取戻税額 (24)－(33)		34						

別表六(十)付表

令六・四・一以後終了事業年度分